

異動届出書の書き方

令和 年度 市民税 県民税 森林環境税 給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

事業所の所在地・名称を記入 事業所の法人番号(13桁)を記入 姓が変わった場合は新姓を記入

提出年月日を記入

指定番号(全10桁)を記入

特別徴収税額の決定・変更通知書に記載された宛番号(5桁)を記入

異動後の住所を記入。不明の場合は、異動当時の住所を記入(方書、部屋番号を忘れずに)

新しい勤務先で特別徴収の継続を希望する場合には、□に1を記入し、中段の枠「1. 特別徴収継続の場合」欄の必要事項を記入してください。

退職等により特別徴収できなくなった残りの未徴収税額を、最後の給与や退職手当から一括徴収し、事業所が納入する場合には、□に2を記入し、下段の枠「2. 一括徴収の場合」欄の必要事項を記入してください。

未徴収税額について、本人が納付する場合には、□に3を記入してください。

※ 特別徴収税額0円の方でも、特別徴収対象の従業員が異動した場合は異動届を提出してください。(提出がないと、特別徴収税額が発生した場合に特別徴収税額変更通知が事業所に届くことになります。) なお、特別徴収税額0円の従業員の異動は、特別徴収税額変更通知に記載されません。